オステレ)

可能な施設

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設又は船舶について、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設又は船舶の名称及び所在地(保管施設の場合にはその旨も併せて記載

(日本語) (英 語) (英 語)		
2. 施設又は船舶の情報		
	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する 施設又は船舶		
条例等による営業許可を有する又は営業 に係る届出等を行っている施設又は船舶		
食品衛生監視員による監視指導を受けて		

1	•,	/ マシタヨ. In 言ま +/テラル よど言去 ハノ シト・フ・4・ かりァ (´) チ・ へり		~	_	1
•	×	<	/Τ		,	<u> </u>
/	``			رم) ا	_	

※※ 許可証等の写しを添付すること。

いることが食品衛生視票等の書類で確認

3.	輸出品目
	(日本語)
	(英語)

厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長 殿

> 証明書発行機関 住所 氏名

中国向け輸出水産食品施設登録(変更又は廃止)承認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1 110第1号)に基づき、関係書類を添えて登録(変更又は廃止)の承認を申請します。

記

(登録の場合)

登録番号	登録施設名	住所	輸出品目
(Establishiment No.)	(Name of establishment)	(Address)	(Exporting products)

(変更の場合)

登録番号	登録施設名	変更箇所	
(Establishiment No.)	(Name of establishment)	(Part of change)	

(廃止の場合)

登録番号	登録施設名	住所	輸出品目
(Establishiment No.)	(Name of establishment)	(Address)	(Exporting products)

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品施設登録事項の変更確認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、下記登録施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

- 1. 登録番号
- 2. 登録施設の名称及び所在地
- 3. 変更事項

(日本語)

(英 語)

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品施設の登録廃止確認申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1 110第1号)に基づき、下記登録施設の登録の廃止確認を申請します。

- 1. 登録番号
- 2. 登録施設の名称及び所在地

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1 110第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、 関係書類を添えて申請します。

- 1. 製品の詳細
 - 品名
 - ② 学名
 - ③ 産地
 - ④ 生産分類
 - □養殖 養殖区域
 - □天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号
 - ⑤ 加工方法
 - ⑥ 登録施設名(登録番号)及び住所
 - (7) 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)
 - ⑧ コンテナ番号
 - ⑨ 封印番号 (コンテナ等の封印番号)
 - ⑩ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所
 - ⑪ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所
 - ① 数量
 - ③ ネットウェイト (kg)
 - 4 生產年月日
 - ① 出発地
 - 16) 到着地

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3)調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ない ことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、 ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載に関する注意事項)

- 1. 記入は日本語、英語併記によること。
- 2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
- 3.「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあっては、当 該食品の学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名 や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

製品の詳細

- 品名
- ② 学名
- ③ 産地
- ④ 生産分類
 - □養殖 養殖区域
 - □天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号
- ⑤ 加工方法
- ⑥ 登録施設名(登録番号)及び住所
- (7) 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)
- ⑧ コンテナ番号
- ⑨ 封印番号 (コンテナ等の封印番号)
- ⑩ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所
- ⑪ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所
- ① 数量
- ① ネットウェイト (kg)
- (14) 生産年月日
- ① 出発地
- 16 到着地



Ministry of Health, Labour and Welfare

日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书 HEALTH CERTIFICATE

For fish and fishery products intended for export from Japan to The People's Republic of China

Reference No:
Country of dispatch(发送国) : JAPAN(日本)
Country of production(生产国) :
Competent authority(主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生劳动省) Certificate-issuing agency(出证部门(号及名称)):
Destination(目的地) : P. R. CHINA(中华人民共和国)
I . Details identifying the fish and fishery products ① Name of Goods(商品名称) :
② Scientific Name(学名) :
③ Producing District (产地) :
④ Product Classification(生产分类) □ Aquaculture(养殖) Aquaculture Area(养殖区域):
□ Wild Caught(野生捕捞) Capturing Area(捕捞区域):
Name of Catch Vessel and Number(捕获渔船名及渔船号码):
⑤ Methods of Manufacture or Processing(加工方式)*1 :
⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number (生产加工企业名称、 地址及注册号) :
⑦ Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, etc. (注明运输工具(船名、航班号等)) :

8	Container Number (集装箱号) :		
9	Seal Number(封识号) :		
10	Name and Address of Shipper(发货人名称及均	也址) :	
	Name and Address of Buyer(收货人名称及地		
12	Number of packages(包装数量):		
13	Net Weight(净重) :		
	Date of Production(生产日期) :		
15	Place of Dispatch(出发地) :		
16	Place of Destination(到达地) :		
	This is to certify that: 兹证明:		
	The above fishery products came from the est 上述产品来自主管当局注册的企业。	tablishment approved l	by competent authority.
2.	The products were produced, packed, stored a which were under the supervision of competen 该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输,	nt authority.	
3.	The products were inspected and quarantined any pathogenic bacteria, harmful substances a	by competent authorise and foreign substances	ty and not found regulated in the P. R. China.
4.	该产品经主管当局检验检疫,未发现中国规定的存 The products meet veterinary sanitary require 该产品符合兽医卫生要求,适合人类食用。		
		Place of Issue: 签发地点	
	Official Stamp 官方印章	並及地点 Date of Issue: 签发日期	
		Signature of Officia	al Inspector
		官方检验员签字	

注释

- * 1冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等。/Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.
- * 2.此证书内容不适用部分以***填充。/If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with ***.

Reference No:	

Name of Goods	Scientific Name	Quantity	Net Weight	Product Classification	Name of Catch Vessel and Number	Date of Production
(商品名称)	(学名)	(数量)	(净重)	(生产分类) ※	(捕获渔船名及渔船号码)	(生产日期)
Tota (合ì						

Official Stamp 官方印章

Product Classification Legend:

AqAquaculture (养殖): Aquaculture Area (养殖区域)WWild (天然): Capturing Area (捕捞区域)

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

申請機関名 所在地 代表者

印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1 110第1号)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添え て申請します。

(別紙様式9)

証明書発行機関番号(Number of Certificate-issuing agency):	印章(Stamp)
証明書発行機関名(Name of Certificate-issuing agency):	
(日本語) (英 語)	
証明書発行機関住所(Address of Certificate-issuing agency):	
(日本語) (英 語)	

氏名 (Name)	勤務先の名称及び住所(Name and Address of Office)	署名見本(Signature)
(日本語) (英 語)		

 食安発第
 号

 年
 月

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、証明書発行機関として認定します。

- 1. 機関名、住所及び代表者名
- 2. 認定番号

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名 所在地 代表者

印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の 認定事項変更申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

- 1. 変更した機関の名称及び所在地
- 2. 認定番号
- 3. その他関係書類

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名

所在地

代表者

印

中国向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

- 1. 機関の名称及び所在地
- 2. 認定番号

申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書

中国向け輸出水産食品の輸出に当たり、下記のとおり官能検査を実施し、品質に問題がないことを確認しましたので報告いたします。

- 1. 輸出水産物の品名
- 2. 登録施設名及び登録番号
- 3. 輸出年月日
- 4. 品質確認者氏名

5. 官能検査確認内容

(1) 水産物(未加工品、簡易な加工品)

項目	判定基準	品質確認者署名 ※
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面には寄生虫が付いていない(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。 包装され、破損がない。	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニ ア臭等の異臭がない。	
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと 識別でき、鮮度が良好である。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

(2) 水產物 (加工品)

項目	判定基準	品質確認者署名 ※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有する ものである。包装され、破損がない。	
におい	固有のにおいであり、異臭がない。	
組織	固有の組織を有する。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※(1)(2)の該当しない方には、品質確認者署名欄に(-)を記載する こと。